

2026年度カリキュラム

I 授業科目、単位数

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位
法律基本科目A	憲法Ⅰ	2	1	26単位
	憲法Ⅱ	2	1	
	行政法総論	2	1	
	刑法Ⅰ	2	1	
	刑法Ⅱ	2	1	
	民法Ⅰ	2	1	
	民法Ⅱ	2	1	
	民法Ⅲ	2	1	
	民法Ⅳ	2	1	
	民法Ⅴ	2	1	
	民法Ⅵ	2	1	
法律基本科目B	憲法演習	2	2	30単位
	刑法演習Ⅰ	2	2	
	刑法演習Ⅱ	2	2	
	刑事訴訟法	2	2	
	刑事訴訟法演習	2	2	
	行政救済法	2	2	
	行政法演習	2	2	
	民法演習Ⅰ	2	2	
	民法演習Ⅱ	2	2	
	民法演習Ⅲ	2	3	
	民事訴訟法	4	2	
民事訴訟法演習	2	2		
会社法演習	2	2		
商法演習	2	2		
法律基本科目C	民法発展講義	2	3	4単位
	民事訴訟法発展講義	2	3	
	会社法発展講義	2	3	
	公法総合演習	2	2・3	
	刑事法総合演習	2	3	
	民事法総合演習	2	3	
	憲法訴訟	1	2・3	
連携講義（各テーマ）	1	2・3		
法律実務基礎科目	法曹倫理	2	2	必修科目 6単位 を含む 12単位
	民事訴訟実務の基礎	2	2	
	刑事訴訟実務の基礎	2	3	
	リーガルクリニック	2	2・3	
	海外エクスターンシップ	2	2・3	
	国内エクスターンシップ	2	3	
	公法実務演習	2	2・3	
	法情報調査・法文書作成	2	2	
刑事模擬裁判	2	3		
民事訴訟実務演習	2	3		

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位
展開・先端科目	知的財産法1	2	2・3	選択必修科目 4単位 を含む 16単位
	知的財産法2	2	3	
	知的財産法演習	2	3	
	経済法1	2	2・3	
	経済法2	2	3	
	経済法演習	2	3	
	労働法1	2	2・3	
	労働法2	2	3	
	労働法3	2	3	
	労働法演習	2	3	
	倒産法1	2	2・3	
	倒産法2	2	3	
	倒産法演習	2	3	
	国際人権・人道法	2	2・3	
	国際公法	2	2・3	
	国際私法1	2	2・3	
	国際私法2	2	3	
	国際取引法	2	2・3	
	国際法演習	2	2・3	
	租税法1	2	2・3	
	租税法2	2	3	
	租税法演習	2	3	
	環境法1	2	2・3	
環境法2	2	3		
選択科目	中国ビジネス法講義1	2	2・3	6単位
	中国ビジネス法講義2	2	3	
	中国ビジネス法講義3	2	3	
	中国ビジネス法演習	2	3	
	金融法	2	2・3	
	国際契約実務論	2	2・3	
	民事執行・民事保全法	2	2・3	
	涉外法律実務演習	2	2・3	
	現代法特殊講義（各テーマ）	2	2・3	
	インハウスロイヤーの業務	1	2・3	
アジア進出企業支援	1	2・3		
基礎法学・隣接科目	法哲学・法理論	2	1・2・3	6単位
	比較法	2	1・2・3	
	法と社会（各テーマ）	2	1・2・3	
	法整備支援論	2	1・2・3	
	Legal Business English	2	1・2・3	

II 修了要件

1 次の科目を含め100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目Aから必修科目26単位
- (2) 法律基本科目Bから必修科目30単位
- (3) 法律基本科目Cから選択必修科目4単位
- (4) 法律実務基礎科目から必修科目6単位を含む12単位
- (5) 展開・先端科目から選択必修科目4単位を含む16単位
- (6) 基礎法学・隣接科目から6単位
- (7) 前各号のほか、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から6単位ただし、特定の科目群から、4単位を超えて修了所要単位数に算入することはできない。

2 履修制限単位

次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることにはできない。

ただし、本研究科が認めた者については、第1年次及び第2年次においても44単位を限度として履修を届け出ることができる。

- (1) 第1年次 36単位
- (2) 第2年次 36単位
- (3) 第3年次 44単位

3 配当年次

上位年次の配当科目を履修することはできない。

ただし、本研究科が認めた者についてはこの限りでない。

4 進級制度

- (1) 1年次終了時において、1年次配当必修科目を20単位以上修得し、かつ、1年次配当必修科目のGPAが1.80以上でなければ、進級（2年次配当科目の履修）を認めない。
当該年度の共通到達度確認試験の成績が、本研究科が定める判定基準に到達しなかったときも、同様とする。
- (2) 2年次終了時において、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く。）のGPAが1.80以上であり、かつ、1年次配当必修科目を26単位修得していなければ、進級（3年次配当科目の履修）を認めない。
- (3) 進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く。）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効とする。
- (4) 前各号のほか、進級判定に関し必要な事項は、別に定める。